

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師  
厚生労働大臣免許保有証申請の手続きについて  
(申請者用)  
＜新規発行、書換え・再交付用＞



厚生労働大臣指定登録機関  
公益財団法人 東洋療法研修試験財団

## 免許保有証申請手続きについて

### ◇ 厚生労働大臣免許保有証とは？

国家資格免許である「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを確認するための携帯用カード（以下、保有証）です（免許証に代わるものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用出来ません）。

※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。（別添資料：① 保有証イメージ）

※複数免許がある場合でも、保有証は1枚の発行となります。

※申請書類の受付は保有証の新規発行、登録事項の書換え、紛失時の再交付いずれも年1回です。

※保有証の有効期間は5年です。（保有証の書換え、再交付を行った場合でも、有効期限は発行時のままです（書換え、再交付時に新たに有効期限が始まるということはありません））。

### 1. 申請する前に

**あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証は紛失していませんか？ 免許登録事項の変更はありませんか？**

**免許証を紛失している場合は、再交付が必要です。**免許証の登録事項（氏名、本籍地等）に変更がある場合は、保有証を申請する前に登録事項の変更手続きをしてください。

（免許証の紛失及び登録事項に変更がある場合は、保有証の申請受付は出来ません。）

免許証の再交付、登録事項変更手続きについては以下の当財団のホームページ（「免許登録の案内」）を参照ください

<http://www.ahaki.or.jp/registration/guidance.html>

### 2. 必要な書類を揃えましょう

保有証の①新規発行、②登録事項の書換え（以下、書換え）、③紛失時・損傷時の再交付（以下、再交付）、いずれの場合も必要な書類は以下のとおりです。

#### 1. 厚生労働大臣免許保有証交付申請書及び写真貼付用紙（申請書受付団体で配布）

記載方法については 「別添資料：② 記載例」 をご参照ください。

写真については、「別添資料：③. 1写真について」でご確認ください。

#### 2. 住民票（本籍地記載のもの） 原本1部

発行日から6か月以内のものを添付ください。

「個人番号（通称：マイナンバー）」の記載のある住民票は受付できません。

#### 3. 本人確認用提出書類

申請者ご本人の確認のための書類となります。「別添資料：③. 2 本人確認用提出書類について」をご参照の上、必ず原本とコピー（1部）を申請時にお持ちください。

#### 4. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師免許証（免許証明書）のコピー各1部

申請する資格の免許証（免許証明書）について、A4サイズのコピーをお取りください。なお、都道府県知事免許をお持ちの方は必ず裏面を確認し、記載のある場合は裏面のコピーをお取りください。

#### 5. 申請手数料の払込受領書

申請手数料 4,000円

支払方法については申請書受付団体にご確認ください。

（手数料の現金受けはいたしませんのでご注意ください。）

#### 6. 保有証送付用封筒

市販の封筒（封筒の大きさ：長31.2cm×23.5cm 定型）に、保有証を確実に受け取れる先の郵便番号及び住所、氏名を記載し、切手（簡易書留郵送料392円分）をお貼りください。

（申請後、消費税増税による郵送料の料金改定がある場合は、申請する団体にお問合せをお願いします。）

※書換え申請の方は古い保有証と新しい保有証を申請書受付団体窓口で交換いたしますので本封筒は不要です。

##### 【再交付申請の方】

上記1～6に加え、「厚生労働大臣免許保有証に関する紛失申立書」の提出をお願いいたします。（別添資料⑤）

##### 【書換え申請の方】

上記1～5に加え、お持ちの保有証（表面）のコピーもお取りください。

（書換え申請提出後に保有証を紛失した場合、「厚生労働大臣免許保有証に関する紛失申立書」の提出をお願いいたします。）

申請書類を提出する前に別添資料 ④申請書類チェックシートでご確認ください。

### 3. 申請をしましょう

1. 申請に必要な書類一式を揃え、申請書受付団体に直接お持込みください（申請書類、写真、住民票等の確認を行います）。

※複数免許証を保有しているが、一部の免許のみ保有証に記載したい場合は下記の点にご留意ください。

保有証に一部の免許を記載したのち、他の免許を追記する場合には別途申請手数料が必要となり追記される保有証の発行も次年度となります。

※お持ちのあん摩マッサージ指圧師はり師きゆう師免許証に通称名、旧姓の併記のある場合は、保有証の氏名も免許証と同様に氏名の横にカッコ書きで通称名、旧姓が記載されます。

2. 申請書類提出後、申請内容等に変更があった時は申請書を提出した申請受付団体にお問合せください。

#### 4. 保有証を受け取りましょう

◇ 受け取り方法は？

申請時に提出いただいた「保有証送付用封筒」にて、申請書受付団体より保有証を簡易書留にて発送いたします。

※書換え申請の方は古い保有証を申請書受付団体（窓口）にお持ちいただき、新しい保有証と交換いたします。

◇ 保有証の記載内容等に不備があった場合は？

申請を行った団体にお問い合わせください。

◇ 保有証送付日について

申請書を提出した翌年の2月中を予定しています。

以 上

別添資料：

- ①保有証イメージ
- ②厚生労働大臣免許保有証交付申請書及び写真貼付用紙（記載例）
- ③「写真」と「本人確認用提出資料」の注意事項
- ④申請書類チェックシート
- ⑤厚生労働大臣免許保有証に関する紛失申立書